

工場適地調査の見直しについて

平成 29 年 6 月
経済産業省
地域経済産業グループ

1. 趣旨

○工場立地法第 2 条に基づき、経済産業大臣は、工場適地調査を行うものとされている。本調査は、戦後の経済成長に伴い、工場立地の適正化に資するため、昭和 34 年（1959 年）に制定された「工場立地の調査等に関する法律」に基づき開始され、昭和 48 年（1973 年）に法律の題名が「工場立地法」に改められ、今日に至る。

○一方、近年、企業の立地動向には変化が見られるところ（※）、「適地」の考え方についても、新規の工業団地の開発の適正化のみならず、遊休産業用地の活用など既存のストックを有効活用する要請が高まっている。

※ 全国の事業所敷地面積は、工場立地法の制定時、昭和 40 年頃（1965 年頃）に 8 万 ha 程度だったが、10 年後の昭和 50 年頃（1975 年頃）には 12 万 ha を上回るまで急増した。しかし、近年は、平成 3 年（1990 年）以降、14 万 ha 前後で安定的に推移している。

※ 工場立地動向調査によれば、工場跡地への立地面積は、平成 7 年には全国で 40ha 程度だったが、平成 27 年には全国で 160ha 程度、全体の立地面積（1200ha 程度）の 1 割強となっており、増加傾向にある。

※ 第 5 次国土利用計画において、平成 24 年（2012 年）に 15 万 ha の工業用地は、10 年後の平成 37 年（2025 年）も 15 万 ha が目標値とされている。

○また、今般、地域未来投資促進法において、土地利用調整の仕組みと地域経済牽引事業の施設整備の円滑化のための配慮規定が設けられたところであり、地域経済牽引事業の促進の観点からも、遊休産業用地の活用も含め、新たな「適地」の考え方を踏まえた調査の実施及び調査結果の提供が求められている。

○上記のような状況変化を踏まえ、工場立地法検討小委員会において、今後の工場適地調査の在り方について、検討を行うこととする。

※工場立地法上、工場適地調査は、産業構造審議会の意見を聴いて行うものとされている。

（工場立地に関する調査）

第二条 経済産業大臣（工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第一項及び第十五条の三において同じ。）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2. 主な検討内容（案）

- (1) 新たな「適地」の考え方（遊休産業用地の扱いなど、今日の産業用地に関する需要等を踏まえた調査基準・項目の在り方等）
- (2) 上記（1）を踏まえた調査の方法・実施体制
- (3) 効果的な情報提供の在り方（ウェブサイトにおける視覚的な位置情報や検索機能の提供等）

3. 検討スケジュール（案）

○事務局において実務的な検討を進め、年度内にとりまとめを行うことを目指す。